	経営環境対応業務費（共済）	819,887,165,708		
	産業用地業務費	5,743,753,707		
	一般管理費	4,552,757,359		
	財務費用	31,218,751		
	雑損	1,803,580		
	臨時損失	3,281,618,170		
	法人税、住民税及び事業税	47,512,300	869,554,142,543	
⑵	（控除）自己収入等			
	貸付金利息収入	△ 8,385,185,356		
	出資金収益	△ 8,863,926,346		
	指導研修事業収入	△ 1,063,190,912		
	不動産関係事業収入	△ 8,795,089,153		
	受託収入	△ 103,127,335		
	債務保証料収入	△ 34,747,344		
	共済事業掛金等収入	△ 722,824,292,340		
	資産運用収入	△ 344,229,038,796		
	雑収入	△ 1,745,959,633		
	支払備金戻入益	△ 1,170,806,155		
	財務収益	△ 2,667,614,692		
	雑益	△ 345,081,373		
	臨時利益	△ 2,663,334,442	△ 1,102,891,393,877	
	業務費用合計			△ 233,337,251,334
Ⅱ	損益外減価償却相当額			813,900,815
Ⅲ	損益外除売却差額相当額			797,673
Ⅳ	引当外賞与見積額			51,596,533
Ⅴ	引当外退職給付増加見積額			△ 2,619,793,339
Ⅵ	機会費用			
	政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用		7,060,610,167	
	無利子又は通常よりも有利な条件による融資取引の機会費用		25,111,377	7,085,721,544
Ⅶ	（控除）法人税等及び国庫納付額			△ 47,512,300
Ⅷ	行政サービス実施コスト			△ 228,052,540,408

Ⅰ　重要な会計方針

1．運営費交付金収益の計上基準

費用進行基準（業務のための支出額を上限として収益化する方法）を採用しております。

これは業務達成基準及び期間進行基準を採用することが、業務の性質上すべての経費について、支出に対応する業務と運営費交付金との対応関係を示すことができないこと、また、業務の実施と運営費交付金財源との期間的な対応が明確でないこと等の理由により困難であること、及び、その対応を明確にした基準を現状では有していないことから、一般勘定、小規模企業共済勘定及び中小企業倒産防止共済勘定の業務については費用進行基準を採用しております。

2．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	２年～52年
構築物	２年～50年
機械装置	２年～18年
車両運搬具	２年～５年
工具器具備品	２年～20年

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

商標権	10年

法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。

⑶　特定の償却資産

有形固定資産及び無形固定資産のうち、特定の償却資産（独立行政法人会計基準（以下「会計基準」という。）第87）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

3．引当金の計上基準

⑴　貸倒引当金

債権の貸倒に対する損失に備えるため、一般債権及び中小企業倒産防止共済勘定の貸倒懸念債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

⑵　保証債務損失引当金

債務保証に係る損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

なお、当該引当金の計上に当たっては、一般債権に相当する被保証先については保証履行等実績率に基づき、また貸倒懸念債権及び破産更生債権等に相当する被保証先については個別に保証履行可能性を勘案して計上しております。

⑶　賞与引当金

役員及び職員等に対する賞与の支払にあてるため、将来の支払見込額のうち当事業年度に発生した額を計上しております。

ただし、当該支払見込額のうち、運営費交付金で財源措置される額については、引当金を計上しておりません。

第三種郵便物認可　平成二十六年九月三十一日